

発行所

株式会社 F P シミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

個人住民税の減税

Q: 私は会社の経理を担当しています。6月分の給料で、所得税の夏期減税を行いました。住民税の減税についても、会社として何かしなければならないのでしょうか。

A: 個人住民税の減税については、会社が行うことは特にありません。

【解説】

個人住民税の減税は、所得税の減税と同様に、個人所得課税を国際水準に合わせる目的等で実施されたもので、次の内容となっています。

(1) 最高税率の引き下げ

課税所得7百万円超の部分に適用される税率を15%から13%に引き下げる

(2) 定率減税

個人住民税所得割額からその額の15%相当額(最高4万円)を控除する

(3) 特定扶養控除額の増額

特定扶養親族に係る扶養控除額を43万円から45万円に引き上げる

このうち、(1)と(2)については、今年6月から徴収が開始される平成11年度分個人住民税から適用されますが、(3)については、1年遅れて平成12年度分個人住民税からの適用となります。

個人住民税の減税の内容は、以上のとおりですが、会社としては、市町村から送られてきた通知書に記載されている金額を、給与支払の際に給与受給者各人から徴収するだけで、会社が減税額等の計算をする必要はありません。

